

健康企業宣言について

現状

○東京都の企業の健康経営の取り組みを推進する「健康企業宣言®」は、平成27年（2015年）から開始している。
○この健康企業宣言は、企業にとって共通した健康経営に向けた取り組みとなることから、東京支部のみならず他の保険者と同調して実施することとし、「健康企業宣言東京推進協議会」を発足して運用を行っている。
なお、**事務局は発足当初より協会けんぽ東京支部**が担っている。



課題

1. 制度開始から約10年が経過しているが、東京支部の健康企業宣言を行っている事業所は全体の1%未満である。
2. 宣言後に「銀の認定」以降に進む事業所はごくわずかであり、さらに「金の認定」の事業所の協会けんぽ分の申込みについてはほとんど無い状況である。
3. 関連して、日本健康会議が行っている健康経営優良法人認定制度における中小企業法人部門の認定要件の一つとして、東京都に所在する企業は当推進協議会による「銀の認定」の取得が必須となっているため認定取得数が伸びていない状況である。

【宣言事業所のステップごとの割合】

	協会けんぽ東京支部	健保連東京連合会	国保組合東京協議会	全体（構成比率）
宣言事業所数	2,996	4,097	76	7,169
銀の認定事業所数	976 (宣言事業所比32.6%)	2,921 (宣言事業所比71.3%)	48 (宣言事業所比63.2%)	3,945 (55.0%)
金の認定事業所数	40 (宣言事業所比1.3%)	151 (宣言事業所比3.7%)	0 (宣言事業所比0.0%)	191 (2.7%)

対策等

- 健康経営の裾野を広げるために、健康企業宣言を行う企業のさらなる増加が必要である。
⇒ 【対応中】健康企業宣言に新たに「実践企業認定制度」を設け、中小企業でも健康経営の取り組みが始めやすい環境の構築に着手している。
- より多くの企業が健康経営優良法人の認定が可能となるように、認定要件である「銀の認定」取得を、「健康宣言済」へ要件変更が必要である。
⇒ 【協議中】健康企業宣言東京推進協議会において、事務局案[※]として、日本健康会議（経済産業省等）への変更の要望を行うことを提案中である。

健康企業宣言東京推進協議会運営規程（抜粋）

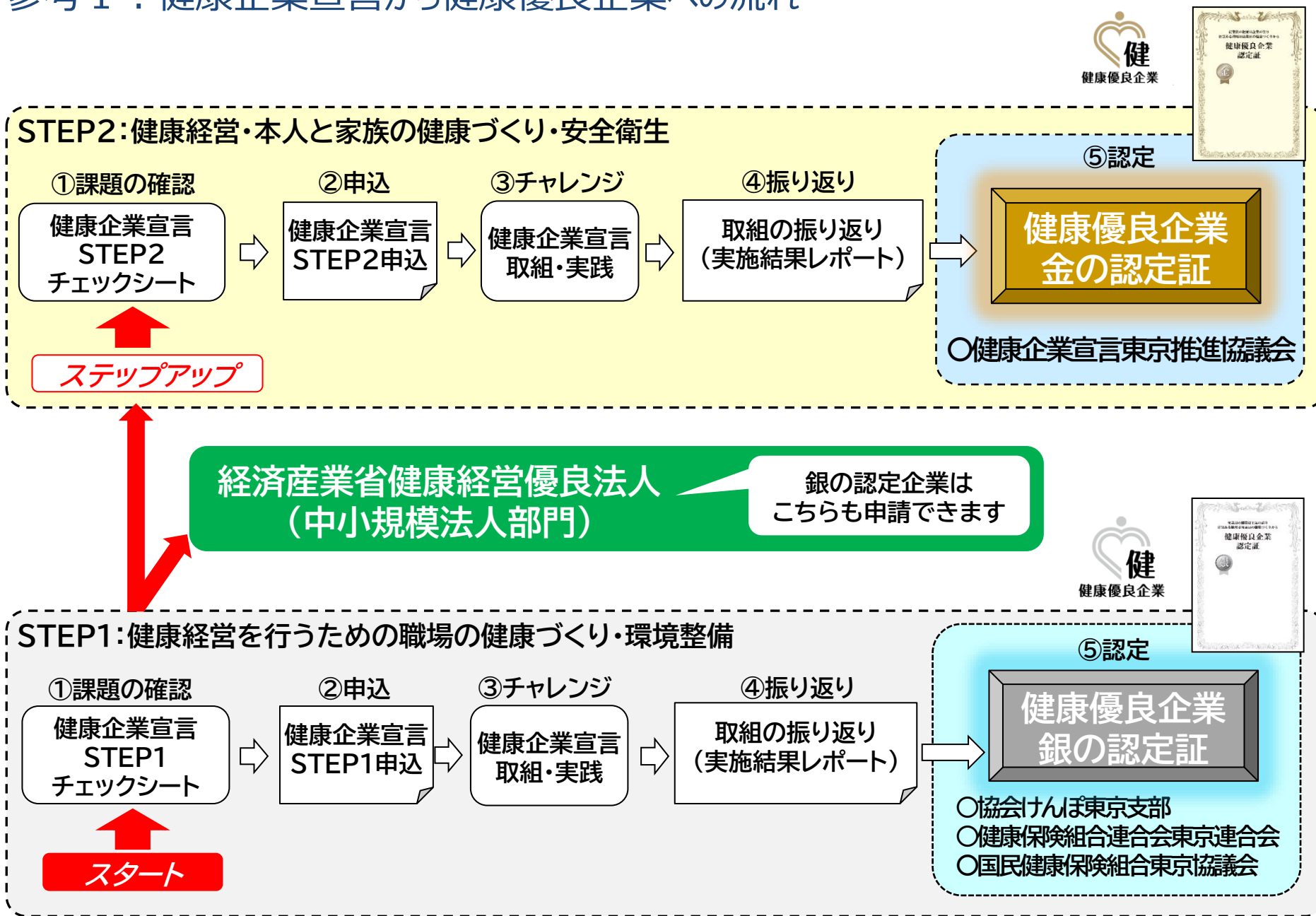
（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、全国健康保険協会東京支部内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員間において協議のうえ定める。

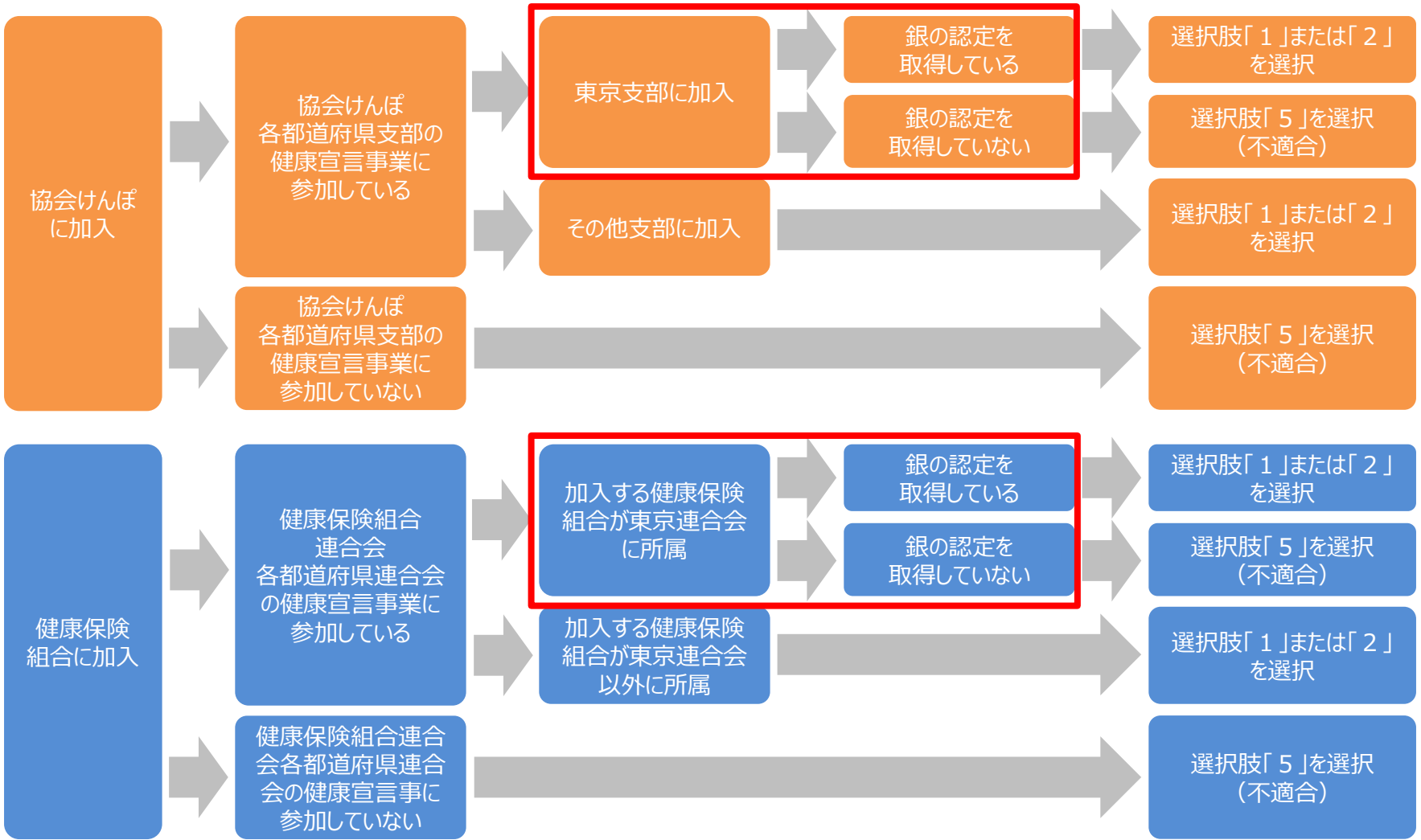
※事務局の主な業務として、協議会（本会・部会・WT）の開催と運営、金の認定証の発行及び管理、その他協議会に係る事案の検討及び提案を行っている。

参考 1 : 健康企業宣言から健康優良企業への流れ



Q6. 健康宣言を実施していますか。

◆ 東京都に所在している医療保険者のうち健康企業宣言東京都推進協議会による銀の認定取得を健康経営優良法人申請の要件としている保険者に加入している場合は、銀の認定が必要になるため、取得していない場合は選択肢「5」に該当し、不適合となります。



◆ 健康経営優良法人2025 中小規模法人部門

	認定法人数(合計)		優良法人		ネクストブライツ1000			ブライツ500		
	合計	全国比	合計	全国比	合計	全国比	認定法人数比	合計	全国比	認定法人数比
東京都	1,416	7.1%	1,222	6.7%	123	12.3%	8.7%	71	14.2%	5.0%
大阪府	2,342	11.8%	2,203	12.0%	103	10.3%	4.4%	36	7.2%	1.5%
愛知県	2,145	10.8%	1,981	10.8%	107	10.7%	5.0%	57	11.4%	2.7%
全国	19,848	-	18,349	-	1,000	-	-	499	-	-

◆ 健康経営優良法人2025 大規模法人部門

	認定法人数(合計)		優良法人		ホワイト500		
	合計	全国比	合計	全国比	合計	全国比	認定法人数比
東京都	1,367	40.4%	1,114	38.6%	253	50.7%	18.5%
大阪府	350	10.3%	309	10.7%	41	8.2%	11.7%
愛知県	276	8.2%	235	8.1%	41	8.2%	14.8%
全国	3,384	-	2,885	-	499	-	-